

聖隸袋井市民病院 院内感染対策に関する取組み事項

I. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、患者さんやご家族はもとより、病院に関わる全ての人たちを感染から守るために「標準予防策」を基本とした対策と、感染経路に応じた予防策を実施します。また、病院内外の感染情報を収集し、院内感染の危険性及び発生に迅速に対応します。院内感染が発生した事例については、速やかに予防策の実施及び評価を行い、感染対策システムの改善に努めます。

II. 院内感染対策に関する取組み事項

1. 院内感染対策組織に関する事項

感染対策に関する問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、「院内感染対策委員会」を設置しています。委員会は月1回を基本として必要時には随時開催します。

医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師で構成した「感染制御チーム ICT」を設置し、院内巡視を行い、現場での感染問題に迅速に対応しています。

2. 抗菌薬適正使用に関する事項

抗菌薬使用指針に基づき、抗菌薬が適正に使用されているか確認をしています。
特定の抗菌薬を使用する場合は届出制としています。

3. 院内感染対策に関する職員研修に関する事項

全職員を対象とした院内感染対策に関する研修会を年2回以上開催しています。
また、各部署に「院内感染対策マニュアル」を配備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について全職員へ周知を行います。

4. 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染上問題となる微生物を検出した場合は、臨床検査室から各部署に知らせ、注意喚起します。発生状況を把握し、必要に応じて感染対策の周知や指導を行います。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例が発生した場合には、速やかに状況を確認し感染拡大を防止します。隨時、状況を病院管理者へ報告し、必要に応じて院内感染対策委員会を開催し対応について協議します。また、届出が義務付けられている感染症が特定された場合、基準に沿って速やかに保健所に報告し、地域の医療機関や保健所と連携対応します。

6. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて、感染防止の意義、手洗いやマスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

7. その他

病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、B型肝炎、インフルエンザ等の予防接種に努め健康管理に留意します。

院内感染防止のため、病院職員は「院内感染対策マニュアル」を遵守します。マニュアルは、ガイドライン等を参考に見直し、改訂を行います。